

# 危険物地下貯蔵タンクの「流出防止対策」が義務化

地下貯蔵タンクの腐食劣化で危険物の流出拡散による火災危険と土壌汚染が懸念される「直接埋設された鋼製一重殻タンク」で、平成25年2月1日以降、次の1又は2に該当する地下貯蔵タンクは「流出防止対策」が必要となります。

## 1 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

設置年数	設置年数塗覆装の種類	設計時板厚
50年以上	アスファルト	全ての板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm未満



(1)内面ライニング  
(2)電気防食  
のいずれかを実施する

## 2 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計時板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上 40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上 30年未満	アスファルト	4.5mm未満



(1)内面ライニング  
(2)電気防食  
(3)常時監視装置  
のいずれかを実施する

(3)常時監視装置で漏洩対策に対応したタンクが「特に高い」タンクに移行した場合追加施工義務が生じるので注意が必要。

※塗覆装とは、タンク外面の腐食防止剤です。

問い合わせ先  
 峡北広域行政事務組合消防本部  
 予防課 危険物係  
 TEL0551-22-0119  
<http://www.kyohoku.com/>

